

公聴会及び第396回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和5年6月30日

# 公聴会及び第396回香川海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年6月30日  
公聴会：午前10時00分～10時30分  
委員会：午前10時05分～10時51分

2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

## 3. 出席した委員

会 長	北 尾 登 史 郎
委 員	橋 本 時 雄
〃	北 野 廣 治
〃	森 勝 喜
〃	三 木 正 幸
〃	志 摩 重 美
〃	山 口 豊
〃	嶋 野 勝 路
〃	大 北 永 吏
〃	小 見 山 秀 基
〃	筒 井 由 果
〃	松 本 悟

## 4. 関係列席者（水産課、事務局）

水 産 課 長	柏 山 浩 史
事務局長兼漁業調整室長	植 田 豊
室長補佐兼事務局次長	三 木 勝 洋
室長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
副 主 幹	赤 井 紀 子
副 主 幹	石 田 鉄 兵
主 任	湯 谷 篤
主 任	秦 正 樹
主 任 技 師	菅 純 一 郎

## 5. 議事事項とその結果

### 公聴会

公述すべき案件「海区漁場計画の作成について」

公述者なし

### 委員会

第1号議案 「海区漁場計画の作成について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「新たな資源管理の進捗状況について（報告）」

内容について事務局が説明し、了承された。

## 6. 議事のあらまし

公聴会において公述人なし。

公述人がなかったことから、委員会の開始時刻を早めて開催し、北尾会長があいさつの後、議長となり議事録署名人に北野委員と嶋野委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。議題1「海区漁場計画の作成について」については、公聴会後ということで、議題2「新たな資源管理の進捗状況について」について事務局より説明願います。

〔事務局（菅主任技師）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ありがとうございました。非常に丁寧なわかりやすい説明でした。しかも時間も30分程度とありがとうございました。まだ少し時間がありますが、何かご意見ございますか。

〔小見山委員〕

遊漁の取扱いについては、国の方が言い始めたことなのではないでしょうか。それとも県の方から言って、このような取扱いになったのでしょうか。

〔大山室長補佐〕

こちらからになります。国も認識はしていますが、実際に遊漁の採捕量の管理をどうするのかといった部分で、漁業者の方からも声が上がっていますし、県としてもそこは重要な部分であると考えています。

〔小見山委員〕

トラフグも遊漁が釣っています。釣られないのはマナガツオぐらいです。あとTAC候補種の中にキジハタも追加したほうが良いと思います。キジハタも遊漁にたくさん釣られています。

〔植田室長〕

国全体の漁獲量の中で、上位の魚種がTAC候補種となっています。

〔嶋野委員〕

5月22日に、東京でイカナゴの資源管理検討部会がありました。私と兵庫県のパッチ網の代表である前田さんが出席しておりましたが、私とは全く反対の立場の意見でした。パッチ網の方は、近年、大阪湾と兵庫県海域ともにイカナゴの漁獲量が減っているということで、早くTACを導入しようという若手の声が多いとのこと。我々の世代の人間には、これまでTACになじみがないということから、積極的な意見はなかったものの、最近の若い人たちはそういった考え方をしているとのこと。

私の方は、TACでイカナゴの漁獲量を制限している伊勢湾並びに三河湾のパッチ網が8年間休業しているにも関わらず、資源が全く回復していないという事実をどのように説明するのかと考えています。またイカナゴは夏場の水温が28度を超えた日が10日以上続くと、ほとんど全滅してしまうと言われていますが、平成7年頃の高水温によって、ワタリガニやイカナゴ、カレイ類が多く死んでしまったこともあった。

一番問題なのは、瀬戸内海のイカナゴの資源量が減ってしまい、5～6県がこの5年平均で1,800トン程度しか漁獲していませんが、この状況でTACを導入すると、580トン程度しか5県で漁獲できなくなってしまいます。今年は3月末時点で、庵治漁協だけで681トンを漁獲しています。どのようにして商売すればよいのでしょうか。TACを導入するのであれば、全面休漁にして漁業者に補償をしなければ、漁業者は納得しないとまで、イカナゴの検討部会では言っています。

他のTAC候補種であるマダイ、ヒラメ、サワラについても、サワラに関しては流し網や播磨灘のはなつぎ網で主に漁獲されますが、マダイとヒラメに関しては、混獲魚種の典型となるものです。この2魚種を目的として操業している漁法はあまりありません。特にヒラメは、その漁獲のほとんどが底びき網とさし網、それか定置網に入るぐらいで、ヒラメを目的には操業していません。そのような魚種をTAC対象魚種にしてどうするのかと思います。私は終始、TACについては反対との意見を述べているところですが、一番重要なのは、ステークホルダー会合であり、この漁業者への説明会のときに反対の意見を述べることであります。先般、カタクチイワシの漁業者への説明会のときに、神戸市の瀬戸内海漁業調整事務所の方へ、伊吹漁協のパッチ網漁業者が全員出席して、反対の意見を述べたと伺っていますが、それは当然反対するだろうと思います。ある程度、漁業者が納得した上で、TACを導入するのはわかりませんが、国の方が一方的に導入するような形になれば、とてもじゃないですが、瀬戸内海の漁業者は納得しないと思います。その点については、今後も引き続き水産課と協議しながら、香川県の意見を出して参りたいと思います。以上です。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。それでは時間となりましたので、公聴会を閉じて、海区漁業調整委員会を開催いたします。議題は「海区漁場計画の作成について」であります。事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局（石田副主幹）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ありがとうございました。海区漁場計画の作成について、昨年末から当委員会でも審議させていただいております。前回、漁場計画について、委員会としては問題ないとい

うことをごさいました。本日、公聴会を開催いたしました。公述者の出席もなく、意見もなかったということをごさいます。この海区漁場計画の作成につきまして、適当である旨答申してよろしいでしょうか。

(一同、意見なし。)

〔北尾会長〕

ありがとうございます。それでは、「海区漁場計画の作成について」は適当である旨答申いたします。

続きまして、先ほどのTACにつきまして、嶋野委員から貴重な意見をいただきました。特に、TACが導入されてから8年休業して全く資源の回復がなかった事例もあるということをごさいます。国の方は、こういったTACの効果が出ていない事例について、何か考えや意見は述べているのでしょうか。

〔北野委員〕

TAC、TACと言いますが、環境の変化によって、魚の回遊経路が変わるというのと同じではないですか。ある海域で資源が絶滅に近いなどと言われている魚が、これまで獲れていなかった海域で獲れだしてきているのに、獲れなくなってきた海域で、TACを導入しても意味がないのではないのでしょうか。

〔北尾会長〕

特にサンマ等は、漁場が変わってきており、日本が獲りに行けるような海域の資源が減っていると聞いております。

〔志摩委員〕

嶋野委員に聞きたいのですが、兵庫県では、嶋野会長と反対の意見が出ていると今聞きましたが、結局のところ、兵庫県はTACの導入を早くしてほしいということでしたが、兵庫県の目論見については、嶋野委員はどのように受け取ったのでしょうか。

〔嶋野委員〕

私が感じたところは、兵庫県ではここ近年、イカナゴの漁獲が減っています。それと大阪湾では、出漁しても2～3日で操業を止めている状況が、ここ3～4年続いております。そんな中で兵庫県の若手がTACを導入しないとイカナゴの資源が無くなってしまおうと。兵庫県の若手の言っていることは理解できるのですが、兵庫県ではイカナゴを漁獲する漁業時期よりも、チリメンを漁獲する漁業時期の方が長く、仮にパッチ網でイカナゴの操業を休業しても、チリメンの方で生計が成り立ちます。香川県の場合は、コマセ網でチリメンとイカナゴを漁獲していますが、どの地区もイカナゴの方が漁期が長いので、おそらく生計が成り立たなくなります。さらには組合の経営が成り立たなくなってしまう。このため、イカナゴのTACの導入に関しては、断固反対しなければ、どうにもなりません。そのため、私の意見としては、兵庫県と全然違いますし、対立するしかありません。

〔志摩委員〕

そこの部分が聞きたかったのです。兵庫県のTAC導入賛成の背景には、チリメンを漁獲することで生計が成り立つという、不純な考え方があると思います。香川県の場合には、TAC導入を賛成すると、漁業者や組合の経営が成り立たなくなります。それと、TAC導入の全般的な意見を言わせてもらいますと、TACを導入されて、操業が制限されたり、漁獲が禁止されたりするのは良いのですが、それによって漁業者の生活が成

り立たなくなってしまう部分が問題であると思います。その点に関して、私の立場で意見を言わせてもらいますと、T A Cの導入は大いに結構ですが、それに関する直接的な生活の補償がありません。どこまで行っても、私は、そこの部分に尽きると思います。

イカナゴに関して、仮に全く漁獲することが認められなくなったとしても、操業期間中にきちんとした操業の補償があるということであれば、何も文句を言うことはありません。国が言っていることが、現場の認識とかけ離れているのに、物事が進んでいるということが、反対する一番の問題になっていると思います。

これに関して、水産庁に対して意見するのは、私たちが意見するよりも、水産課から意見した方が水産庁に近い立場にありますので良いと思います。どこまで行っても、T A Cに反対するのはなぜかというのは、T A Cを導入してしまうと、漁業者は生計が成り立たなくなってしまう。その生活に対する補償は誰がするのかと言えば、本人がするしかありません。このことは法律的にも常識的にも当たり前だとは思いますが、その当たり前の事態を意図的に作り出そうとしているのが、国がしようとしていることですよね。このことについては、私はこの場で言っておきたいです。T A Cを導入することについて、それは別に良いのですが、それに対する有り余るほどの国からの補償を願っていますが、漁業者の生活が成り立たなくなってしまうというところが一番気になる場所です。直接この部分は、漁業者に一番影響する場所です。

〔北野委員〕

イカナゴのT A C導入について、言っておきたいことがあるのですが、イカナゴの資源が漁獲のし過ぎにより減少しているのか、はたまたイカナゴの夏場の高水温により夏眠ができずに死んでしまっているのか、どちらが資源の減少に効いているのかわかってからT A C制を導入するということであれば理解はできますが、環境に関しては何も言わずに、ただ漁獲のし過ぎにより減少していると、国は言っているように思います。

〔嶋野委員〕

もう獲り過ぎたために資源が減ったというのでは、説明がつかないと思います。先ほども話したように、伊勢湾や三河湾では8年間も操業を休止しています。本来であれば、資源はドンドン回復しないといけません。ですが、資源は一向に回復しておらず、国はそれについて説明ができません。にもかかわらず、国はT A Cを導入するのかという話です。

〔北野委員〕

国は、環境の影響について全く考えずに、漁獲する量を減らせば、資源量は回復するという考えということではないのですか。

〔嶋野委員〕

北野委員が先ほど話されていたように、以前瀬戸内海で多く漁獲していたトラフグが、これまで漁獲されていなかった東北で、延なわ漁業により多く漁獲されています。先日、宮城県にある漁協の組合長と話しましたが、瀬戸内ではトラフグが数えるほどしか獲れなくなりましたが、宮城県ではこの5～6月にいくらかでも漁獲されるようになったそうです。なぜでしょうか。

〔北野委員〕

以前は、春に関門海峡を通過して瀬戸内海に入ってきていたトラフグが、太平洋を通過して北上して、これまで獲れていなかった海域で獲れているということではないのですか。

〔志摩委員〕

ですから、T A Cを導入しようが、全面休漁しようが構わないのです。ただ、漁業者の生活さえ、補償してくれるのであれば、問題ないのです。国は自分がやるべきことがわからないために、漁獲制限をすべきと言っているのだと私は思います。ですから、反対はしていません。T A Cを導入してくれても構いませんが、ただ漁業者が生活できなくなったら、どうするのかということについて、末端の漁業者は絶対に心配しています。私たちのような一部の漁業者委員が、委員会場で一意見を述べるというよりかは、私は末端の漁業者の意見を述べにこの場に来ております。ですから、一般の家庭において、自殺者などが出た場合にどうするのですかという話です。このことについては、漁業者の経営の規模に関わらず、しっかりと考えていただく必要があります。それぞれの経営のレベルに合わせて補償していただく必要があるが、これを国がやるとなると片手落ちになってしまうので、不平不満が出てきます。補償するということになれば、そういったことになるので、間にいる県の方で、そういった経営の実態を把握していただく必要があります。その部分が今まで、手薄になっているので、漁業者からの文句が出ているのではないのでしょうか。生活が成り立つのであれば、何も文句は言いません。私も漁業のプロの端くれですが、このままいけば、飢え死にするだろうと思いますし、そう思うから抵抗するのは当たり前です。

それに先ほど言われていたように、魚の回遊ルートが北上しています。回遊ルートが変わっているだけで、日本全体で見れば資源としてはいるのに、なぜかなくなった海域でT A Cが導入されようとしています。漁獲されている海域でT A Cを導入すればよいのではないのでしょうか。今の状況を聞いてみると、イカナゴにせよ、カタクチイワシにせよ、香川県漁連の収支決算の中でよく出てくるのですが、どんどん漁獲量が減っている中で、さらにT A Cを導入して、まだ更に漁獲量を減らさせるのですかというのが、末端の漁業者の声ではないのでしょうか。そこの部分は痛烈に思います。思うからこそ、県の方でも、国としっかりと協議をしていただきたいと思います。いよいよ漁業者の生活が成り立たなくなるとなったときに、早急に対応がなされるということであれば、私はT A Cの導入に文句を言うつもりはありません。ですが、今までそうなったときに補償が間に合った験しがありません。このことについては、私は海区漁業調整委員として、しっかりとこの場で意見を述べたいと思います。今後もこのことについては言い続けると思います。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。

〔柏山課長〕

よろしいでしょうか。

〔北尾会長〕

どうぞ。

〔柏山課長〕

漁業法改正に伴うT A Cの導入については、「漁業者の理解を得た上で、導入の話を進める」と国会の付帯決議の中でもありました。志摩委員の発言の意図は、T A Cを導入しても漁業者の生活が成り立つということが、漁業者の理解が得られたということだろうと思いますので、そこは漁業者の理解がしっかりと得られるような説明を国にはし

ていただく必要があると考えます。また漁業の現場の実態を踏まえた資源管理も当然あるかと思しますので、先般も国に対して、地域の実情を踏まえると同時に、漁業者の要望を踏まえた資源管理を絶対にしてほしいと強く要望したところでありまして、今後もしていかなければならないと考えます。また具体的な話についても国としていく必要があると考えています。

また現場の意見ということで、国が今進めようとしているカタクチイワシのTAC導入については、カタクチイワシを漁獲している漁業者の方々と十分に意見交換しながら、国に対して具体的な提案・協議をしていきたいと考えております。

〔志摩委員〕

県の考えはわかったのですが、TACの導入の話については、結果ありきの話のように思えてなりません。ステップアップと言いますが、ステップ1すらままならないにも関わらず、徐々にステップ3にしていくというもおかしな話だと思います。国がしようとする事については動きが速いのに、漁業者側の要望については動きが遅いという構図はどこまで行っても変わらないのだなと思います。

漁獲量が減り、稚魚の量も減っている状況の中で、また貧酸素水塊が発生していると西讃の委員からは聞いています。これはどうやって歯止めをかけるのでしょうか。海の酸欠は特に重要な問題だと思いますが、酸欠がさらに進んだらどうするのでしょうか。そうなっては、TACの議論などよりもさらに話をしないといけません。そういったことについて本当に考えていかなければ、荘内半島よりも西側が本当にどうしようもできなくなってしまいます。来年になれば、中讃ブロックの海にも関係がある話かもしれません。私が言いたいのはその部分なのです。早く対応してくれば、行政に対する信用も上がるのです。8割が死んでしまっている状態で、水や栄養をもらっても、意味がないのです。皆さんに聞いてみてください。もう半分ぐらいがそうなっていると思います。現状、多度津町漁協の半分の漁業者が操業を反復しているだけであって、きちんとした商いとしては成立していないのが実態なのです。

そういう状態でもありますので、私から言わせると、このステップ3などは言語道断です。なぜならステップ1すらままならない状態なのに、なぜステップ3のことまで考えているのでしょうか。結果ありきではないかと私は思います。

私は面倒なことを言うつもりはありませんが、国がこのような間違った方向性を示し、進めるのであったとしても、本当に漁業者のことを考えるのであれば、最悪の事態になった場合のそれに見合う生活の補償・救援・救護をするべきだと、しつこいようですが、私は言いたいです。

〔北尾会長〕

ありがとうございます。県の方も、漁業者の方の考え方を十分に理解しているということですので、これからも引き続き国の方への要望をしていただきたいと思います。

続きまして、その他ということでございますが、事務局より何かございますか。

〔湯谷主任〕

次回の海区委員会についてですが、先ほど石田副主幹の説明にもありましたとおり、9月に区画漁業の免許申請に関する諮問が、現段階で決まっている予定でございます。それまで期間がありますが、適宜開催の必要がありましたら、ご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。



〔北尾会長〕

その他ございますか。無いようですので、それではこれで第396回海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前10時51分〕

上記は第396回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登史郎

署名委員 北 野 廣 治

署名委員 嶋 野 勝 路